

対談

CFC税制における「株式等」の意義と外国財団の取扱い

～リヒテンシュタインの財団に関する東京高裁判決を素材に～

北海道大学大学院法学研究科 教授 (元国税審判官) **佐藤修二**
 島田法律事務所 弁護士 (元東京国税局 国際調査審理官) **井村 旭**

外国子会社合算税制 (CFC税制) の適用において、外国法に基づく財団に「株式等」(株式又は出資) を観念できるのか、また、資本関係によらない実質的支配をもって外国関係会社該当性を基礎付けることができるのかという論点は、外国法上の組織体を日本の租税法上どのように位置付けるかという難題を含んでいる。こうした中、東京高裁は令和8年4月、リヒテンシュタイン法に基づく財団を介してバハマ法人株式を保有していたとされる個人に対するCFC税制の適用を巡る事件において、課税当局の主張を認めた第一審判決を取り消し、納税者側を逆転勝訴とする判決を下したところだ。

本対談では、この東京高裁判決を素材に、改正前の措置法40条の4にいう「株式等」の意義をどのように解すべきか、リヒテンシュタインの財団に対する拠出や受益者・設立者の地位を「株式又は出資」と評価し得るのかについて、東京国税不服審判所で国税審判官を務めた経験を有し、弁護士時代には著名な国際課税訴訟にも携わった北海道大学大学院の佐藤修二教授と、東京国税局調査第一部調査審理課の国際調査審理官として国際課税の審理事務に携わった経験を有する井村旭弁護士に検討していただいた。租税法主義と文理解釈を重視した控訴審判決の意義、実質的支配を重視した第一審判決との対比、平成29年度税制改正との関係、外国法上の概念を日本の租税法規に当てはめる際の判断枠組み、さらには米国LPSの法人該当性を巡る最高裁平成27年判決との関係など、議論は多岐に及んだ。租税回避への問題意識がある場面であっても、文言を超えた解釈によって課税要件の射程を広げることがどこまで許されるのか。本判決を手掛かりに、外国法制と日本の租税法規が交錯する場面における解釈のあり方を改めて考える内容となっている。(文中、敬称略)

1. 事案の概要

佐藤：本年4月、リヒテンシュタインの財団に 下されました¹。昨年第一審判決が課税当局

関わるCFC税 最新号(6月29日号)の掲載記事となります。納税者側が逆転勝
 本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。